

## みなと振興交付金交付要領

### 第1 通則

みなと振興交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下単に「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号）、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年港管第814号）、みなと振興交付金交付要綱（平成19年4月1日付け国港総第1067号、以下「要綱」という。）その他法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

### 第2 みなと振興計画の申請

- 1 要綱第5に規定するみなと振興計画認定申請書の様式は別紙1のとおりとし、国土交通省地方整備局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）（以下単に「地方整備局長等」という。）へ必要な書類を添えて提出するものとする。なお、複数の事業主体に係る交付対象事業を含むみなと振興計画を申請する場合には、当該事業主体が連名により申請を行うものとする。
- 2 申請を受け付けた地方整備局長等は、国土交通大臣へ上申するものとする。

### 第3 みなと振興計画の変更申請

要綱第6に規定するみなと振興計画変更申請書の様式は別紙2のとおりとし、その手続きは第2の規定を準用する。

### 第4 交付申請

要綱第11に規定する交付申請書の様式は別紙3のとおりとし、その手続きは第2の規定を準用する。

### 第5 変更交付申請

要綱第12に規定する交付決定変更申請書の様式は別紙4のとおりとし、その手続きは第2の規定を準用する。

### 第6 交付申請の取下げ

要綱第13に規定する交付申請取下書の様式は別紙5のとおりとし、その手続きは第2の規定を準用する。

### 第7 遂行状況報告

要綱第14に規定する遂行状況報告書の様式は別紙6のとおりとし、その手続きは第2の規定を準用する。

## 第8 実績報告

要綱第15の1に規定する実績報告書の様式は別紙7、要綱第15の2に規定する実績報告書は別紙8のとおりとし、その手続は第2の規定を準用する。

## 第9 事後評価報告

要綱第16に規定する事後評価報告書の様式は別紙9のとおりとし、その手続は第2の規定を準用する。

## 附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。